



間締検査員。おはようございます。
H30年度がスタートし、検査員 2年目を迎えました、
今年度もよろしくお願いします。



今年度も、新たな検査員が赴任されました。
そこで、新任検査員のためにも、若井検査員とともに、
「工事検査」について、お互い再確認しましょう。



是非、よろしくお願いします。
それでは、「工事検査の目的」には、
『「給付の完了の確認」のための検査』と『技術検査』
の二つがありますが、それらを、再確認したいと思います。



最初に、『給付の検査』についてお願いします。



工事検査は、請負工事の「給付の完了を確認するための検査」
（地方自治法第234条の2及び福島県財務規則第273条）であり、
『契約どおりの工事目的物に適合しているかを確認する役割』
を担っています。



そうですね。
検査員が、請負工事の工事目的物が、契約図書に定められた
“出来形”や“品質”等を確認し、契約どおりの工事目的物に適合して
いるかを確認するので、検査員以外の者によって確認されても、
『給付の完了の確認』検査には、ならないんですよ。



ちなみに、「部分使用に係る確認検査」の“確認検査員”は、
『検査員』には、位置付けされないんですよ。



そのとおりです。
「部分使用に係る確認検査」は、支払いを伴わないから、
財務規則上の「給付の検査」ではないんです。
だから、「検査」という言葉は同じでも、
財務規則上の検査（員）ではないんですよ。



では、『検査員』として位置づけされているのは？



『検査員』は、福島県工事検査実施要綱 第4条のとおり、
出納局長が指定した工事検査課の「専門検査員」及び
「依命検査員」のみです。
なお、「依命検査員」は、出納局長の依頼に基づき、
公所長が指名した者ですので、『検査員』になります。



次に、『技術検査』についてお願いします。

分かりました。『技術検査』には、二つあります。
1点目は、「検査時の指導を通じて、
工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、
工事に関する技術水準の向上に資する」ことです。



2点目は、「工事成績を評定することにより、
受注者の適正な選定及び指導育成に資する」ことです。



工事が完成したことを確認する『給付の完了の確認』だけなら、
出来形管理・品質管理結果及び現地実測等での確認だけでも良いと
思いますが、『技術検査』もあることから、工事検査基準 第6条に基づ
き、“工事実施状況”等にも留意して検査を行うのですね。



『技術検査』は、公共工事の品質確保、
工事に関する技術水準の向上や能率的な施工の確保は重要であり、
検査時の指導により効果を上げるとともに、
厳正かつ的確な工事成績評定を行うことも、検査の重要な役割です。



ありがとうございます。
次回も、工事検査の基本的な事項について、
再確認させてください。



今回は、昨年度も紹介しましたが、基本的なことなので、
「工事検査で対比するものは？」について、
再確認しましょう。

●本日のポイント

工事検査課は、出納局を構成する課のひとつで、県庁西庁舎免震工事のためH28年10月31日から仮設庁舎2階に移っております。

平成30年度は、課長以下11名、各地方振興局出納室に1～2名の兼務地
勤務で全8名おり、合わせて19名体制です。

なお、工事検査の情報は、工事検査課ホームページでご確認ください。

工事検査課HP：<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/55015d/>

工事検査の目的は、次の二つです。

- ① 「給付の完了の確認」のための検査
- ② 技術検査

また、『検査員』は、福島県工事検査実施要綱 第4条のとおり、出納局長
が指定した工事検査課の「専門検査員」及び「依命検査員」のみです。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：間締(マツ)検査員



：若井(カキ)検査員